

令和3年度 ねんきん定期便の変更点

日本年金機構から毎年誕生月に送付される「ねんきん定期便」の老齢厚生年金額について、**令和3年度送付分から厚生年金基金の代行部分の額を含めた額が表示※1**されるようになっていきますので、ご注意ください。

【変更後の例】 令和3年度送付分～

受給開始年齢	** 歳～	63 歳～※2	65 歳～
(1) 基礎年金			老齢基礎年金 750,000 円
(2) 厚生年金	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) ***** 円	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 1,300,000 円	老齢厚生年金 (報酬比例部分) 1,300,000 円
	一般厚生年金期間	(定額部分) ***** 円	(経過的加算部分) 200 円
(1) と (2) の合計	***** 円	1,300,000 円	2,050,200 円

老齢厚生年金額に、厚生年金基金が支給する代行部分が含まれています。※1

よって、国から支給される老齢厚生年金額を確認するには、代行部分を除く必要があります。

＜代行部分が1,250,000円であった場合の例＞

$$\text{国から支給される老齢厚生年金額} = 1,300,000\text{円} - 1,250,000\text{円} = 50,000\text{円}$$

* ねんきん定期便のご案内に含まれている代行部分の額については、日本年金機構にご確認ください

※1 50歳以上の方に送付されるねんきん定期便について。50歳未満の方については、従来から厚生年金基金の代行部分が含まれた表示になっています。

※2 生年月日に応じて支給開始年齢が段階的に引上げになります。

令和3年度 ねんきん定期便の変更点（続き）

【変更前の例】 令和2年度送付分まで

受給開始年齢	** 歳～	63 歳～※2	65 歳～
(1) 基礎年金			老齡基礎年金 750,000 円
(2) 厚生年金	特別支給の老齡厚生年金 (報酬比例部分) ***** 円	特別支給の老齡厚生年金 (報酬比例部分) 50,000 円	老齡厚生年金 (報酬比例部分) 50,000 円
	一般厚生年金期間	(定額部分) ***** 円	(経過的加算部分) 200 円
(1) と (2) の合計	***** 円	50,000 円	800,200 円

これまでは、国から支給される老齡厚生年金額が表示されていました。※1
(厚生年金基金の代行部分は含まれていませんでした。)

※1 50歳以上の方に送付されるねんきん定期便について。50歳未満の方については、従来から厚生年金基金の代行部分が含まれた表示になっています。
 ※2 生年月日に応じて支給開始年齢が段階的に引上げになります。